

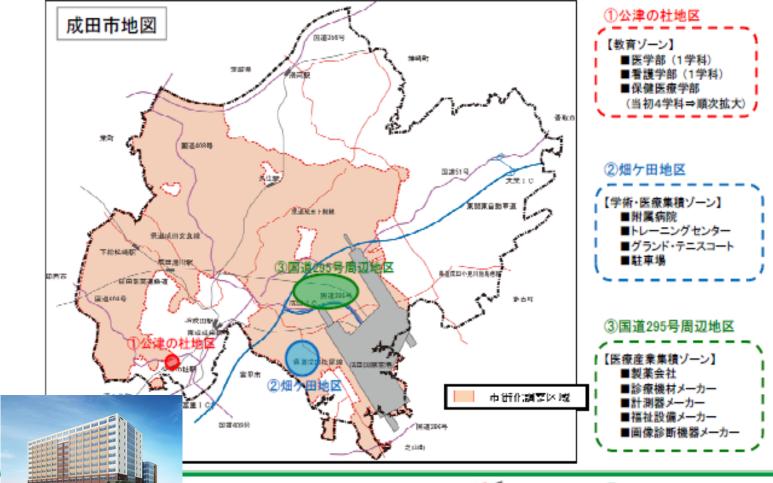


### 国家戦略特区「国際医療学園都市構想」

1. 構想の概要(4)

成田市に 医学部を!

成田市と国際医療福祉大学は、「公津の杜(教育ゾーン)」および「畑ケ田地区(学術・医療集積ゾーン)」で医学部をはじめとした大学の学部・学科と附属病院などの施設を整備します。





### 目次

- ·/\(^-\)1
  - 国民会議と医療介護一括法
- / <del>1</del> 1 1 1 2
  - ・地域包括ケアシステム
- ·/\(^\)
  - 地域包括ケアシステムと診療報酬改定



# パート1 国民会議と医療介護一括法



2025年へ向けて、医療・介護のグランドデザインの議論 社会保障制度改革国民会議(会長 清家慶応義塾大学学長) が2012年11月30日から始まった

### 社会保障・税一体改革(8月10日)

- ・8月10日に社会保障と税の 一体改革関連法案が参院 本会議で賛成多数で可決さ た。
- 現在5%の消費税率を14年4 月に8%、15年10月に10% に引き上げることなどを盛り 込んだ。
- その背景は・・・ 団塊世代の高齢化と、激増 する社会保障給付費問題



2012年8月10日、参議院を通過

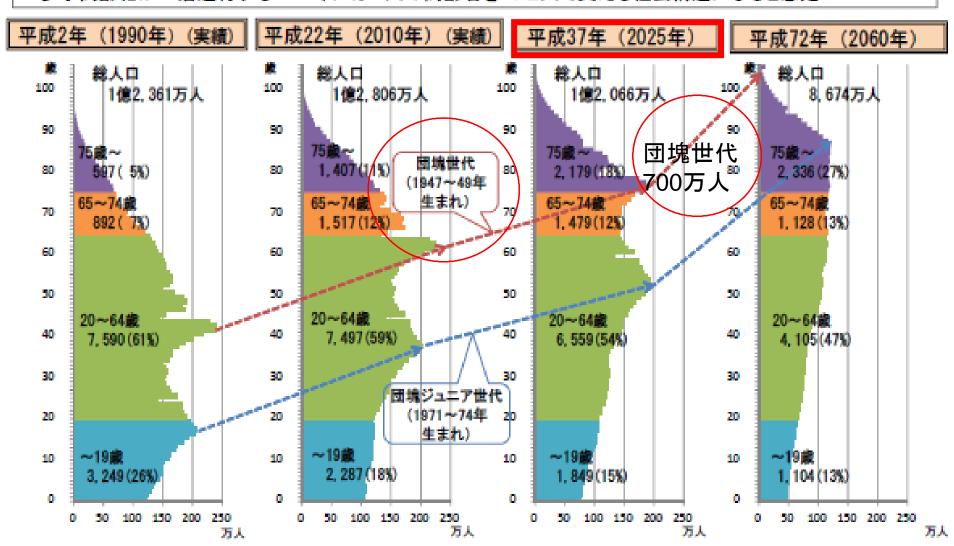
### 2017年4月消費税10%は再延期

- ・安倍晋三首相は来年4月 の消費税の10%への増税 について「リーマンショック あるいは大震災級の事態 にならなければ予定通り引 き上げる」と述べた。
- 3月3日参院予算委員会
- ・消費税率1%でおよそ2兆 円の歳入



### 人口ピラミッドの変化(1990~2060年)

○ 日本の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造になっており、 少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定



### 都道府県別高齢者人口(65歳以上)の増加数 (2005年 → 2025年)



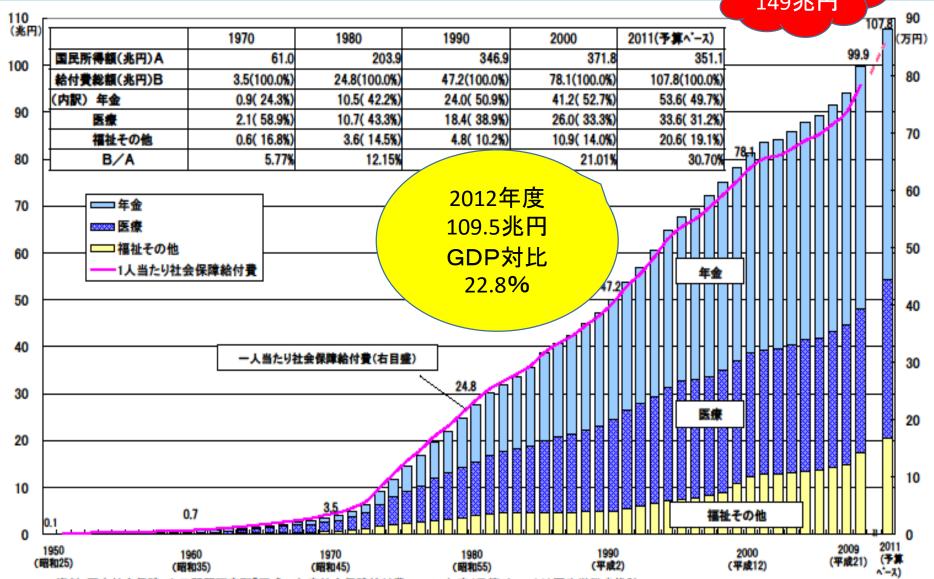
■2005年

出典:国勢調査(平成17年)

国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口(平成19年5月推計)」

### 社会保障給付費の推移

2025年 149兆円



資料:国立社会保障・人口問題研究所「平成21年度社会保障給付費」、2011年度(予算ベース)は厚生労働省推計、 2011年度の国民所得額は平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日閣議決定)

(注)図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2008並びに2011年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

# 地域医療介護一括法



# 社会保障制度改革国民会議最終報告書(2013年8月6日)



最終報告が清家会長から安倍首相に手渡し

### 国民会議報告のポイント

- 医療提供体制の見直し
  - 病床機能情報報告制度の早期導入
  - ・病床機能の分化と連携の推進
  - 在宅医療の推進
  - 地域包括ケアシステムの推進
  - ・医療職種の業務範囲の見直し
  - ・総合診療医の養成と国民への周知

# 「施設」から「地域」へ・「医療」から「介護」へ

### 社会保障・税一体改革素案が目指す医療・介護機能再編(将来像)

○ 患者ニーズに応じた病院・病床機能の役割分担や、医療機関間、医療と介護の間の連携強化を通じて、より効果的・効率的な医療・介護サービス 提供体制を構築。

### 【2011(H23)年】

#### 一般病床 (107万床)

#### 療養病床 (23万床)

#### 介護療養病床

介護施設 (92万人分)

居住系サービス (31万人分)

在宅サービス

#### 【取組の方向性】

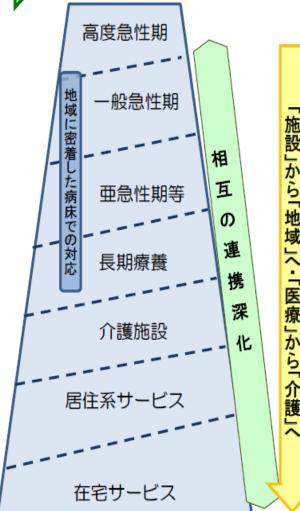
- ○入院医療の機能分化・強化と連携
  - ・急性期への医療資源集中投入
  - ・亜急性期、慢性期医療の機能強化
- ○地域包括ケア体制の整備
  - ・在宅医療の充実
    - 看取りを含め在宅医療を担う診療所等 の機能強化
    - 訪問看護等の計画的整備
  - ・在宅介護の充実
    - ・居住系サービスの充実・施設ユニット化
    - ・ケアマネジメント機能の強化

2012年以降、診療報酬・介護報酬の体系 的見直し

基盤整備のための一括的法整備(2012年 目途法案化)

#### 【患者・利用者の方々】

- 病気になっても、職場や地域生活へ早期復帰
- 医療や介護が必要になっても、住み慣れた地 域での暮らしを継続



【2025(H37)年】

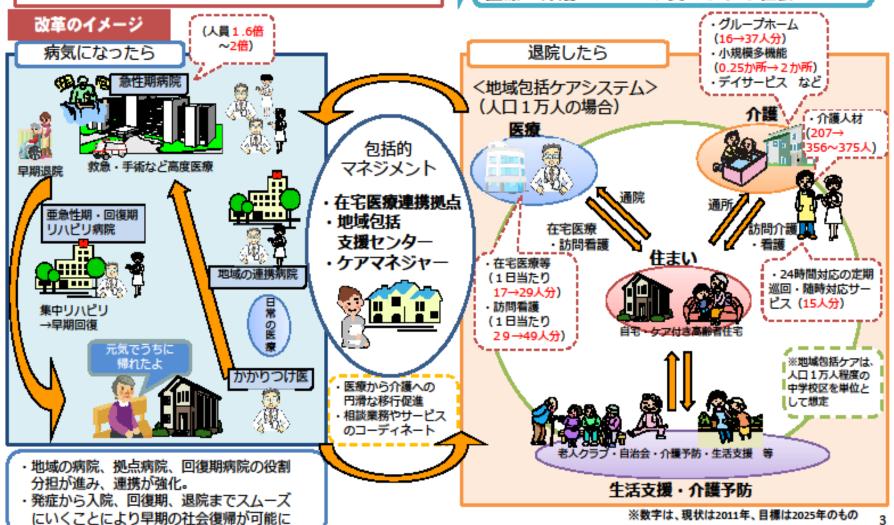
医療・介護の基盤整備・再編のための集中的・計画的な投資

### 改革の方向性 2

### 医療・介護サービス保障の強化

- 高度急性期への医療資源集中投入などの入院医療強化
- 在宅医療の充実、地域包括ケアシステムの構築

どこに住んでいても、その人にとって適切な 医療・介護サービスが受けられる社会へ



2012年は地域包括ケア元年

### 地域医療・介護一括法成立可決(2014年6月18日) 基金の創設: 医療提供体制を見直す医療機関などに補助金を配るための 基金を都道府県に創設(2014年度) 病床機能報告制度: 医療機関が機能ごとの病床数を報告する制度を導入 矢 (2014年10月) 療 地域医療構想: 都道府県が「地域医療構想」を作り、提供体制を調整(2015 年4月) 医療事故を第三者機関に届けて出て、調査する仕組みを新設(2015年10月) 「要支援」の人への通所・訪問看護サービスを市町村に移管(2015年4月から段階 的(こ) 一定の所得がある利用者の自己負担割合を1割から2割に引き上げ(2015年8月) 介 所得が低い施設入居者向けの食費・部屋代補助の対象を縮小(2015年8月) 護 2014年6月18日

可決成立

(カッコ内は施行時期)

所得が低い高齢者の保険料軽減を拡充(2015年4月)

特養への新規入居者を原則「要介護3以上」に限定(2015年4月)



# 会 衆議院 マインターネット審議中継 Welcome to the House of Representatives Internet TV HOME お知らせ 利用方法 FAQ アン

強行採決の前日、5月13日衆議院厚生労働委員会参考人招致 「地域包括ケアシステムにおける看護師・薬剤師の役割と課題」

# パート2地域包括ケアシステム



### 地域包括ケアシステムとは

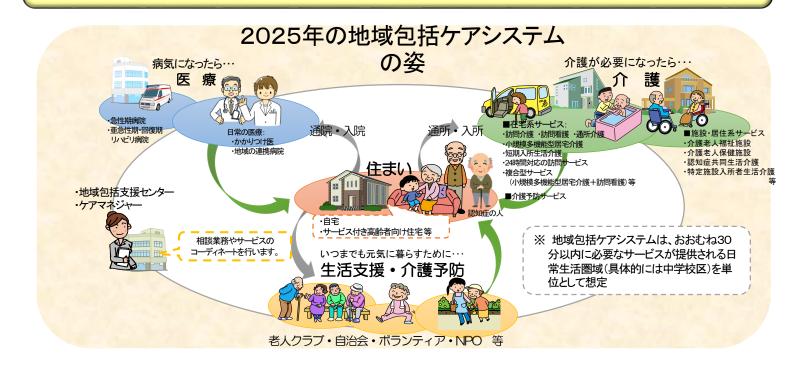
介護が必要になっても、住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいを包括的かつ継続的に提供するシステム

Aging in Place

### 平成25年 地域包括ケアシステム

- **住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現**により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになります。
- 認知症は、超高齢社会の大きな不安要因。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**を生じています。

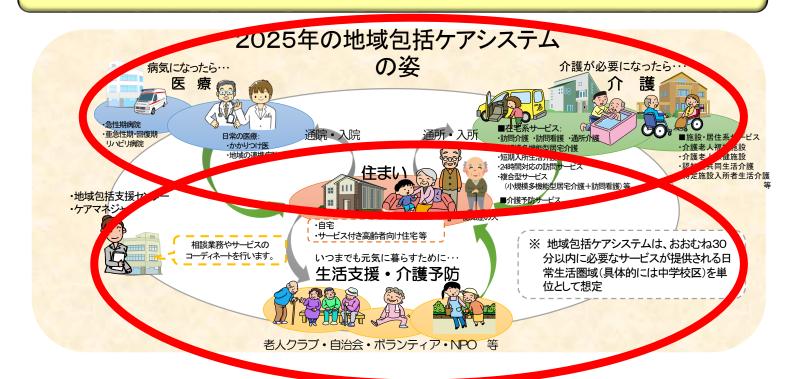
地域包括ケアシステムは、保**険者である市町村や、都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



#### 平成25年 地域包括ケアシステム

- **住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現**により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになります。
- 認知症は、超高齢社会の大きな不安要因。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**を生じています。

地域包括ケアシステムは、保**険者である市町村や、都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



# 地域包括ケアシステムが必要な2つのワケ

- ①ケアサイクル論
- ②団塊世代の死に場所探し

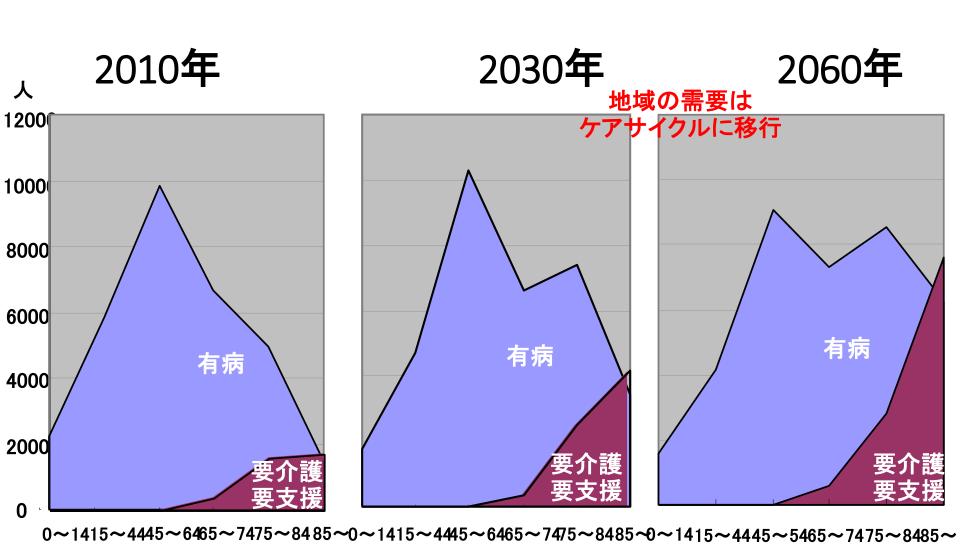
# ①ケアサイクル論



地域包括ケアには ケアサイクル論が最適

長谷川敏彦氏 (元日本医科大学教授)

### ケアサイクル需要の変遷 有病・要介護・要支援者人口10万当たり



C T Hasegawa

# 一人の患者・要介護者の個表を時系列で繋いだもの

例 91歳女性/脳卒中

ケアサイクルを見てみよう!

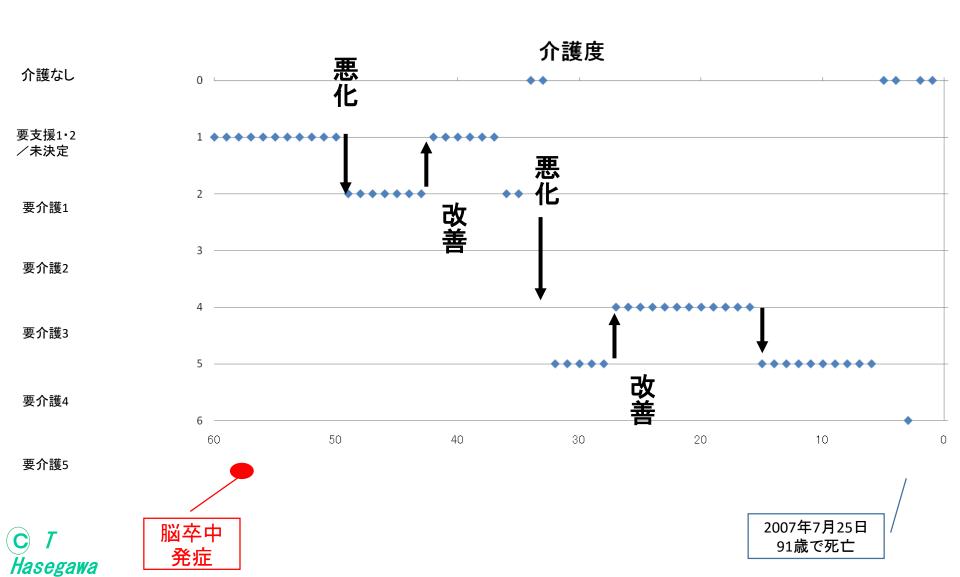
### No.49 死亡前60ヶ月間の医療・介護費推移 91歳女性/介護主病名:脳卒中

費用(円)



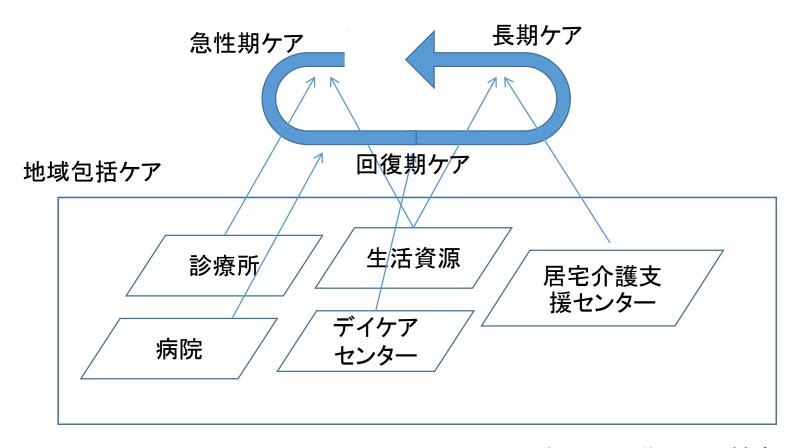


### No.49 死亡前60ヶ月間の介護度推移 91歳女性/介護主病名:脳卒中



# ケアサイクル

男性は死亡するまでに3~5回、 女性は5~7回のケアサイクル を繰り返す



日本医科大学長谷川敏彦氏資料より

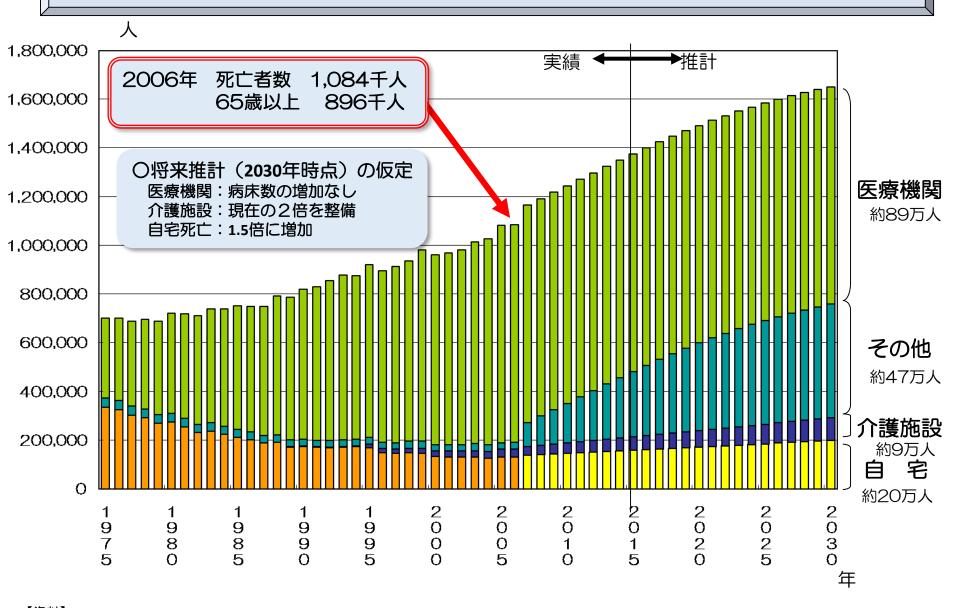
### 医療・介護のケアサイクル

- 後期高齢者で医療・介護は不可分、医療と介護のケアサイクルを循環する
  - 男性は死亡するまでに3~5回のケアサイクル、 女性は5~7回のケアサイクルの回転がある
- ・医療保険と介護保険は75歳以上は統合しては?
- 統合した上で、支払方式は医療・介護包括支払方式「地域包括ケア払い」にしては?
- でも、保険者は誰がになう?

# ②団塊世代の死に場所探し



### 死亡場所別、死亡者数の年次推移と将来推計



【資料】

※介護施設は老健、老人ホーム

# 病院死には病床が足りない 2030年団塊世代47万人の 「死に場所」が不足



富士の樹海林

# 地域で支える終末期ケア連携の仕組みが必要

2030年団塊世代47万人の「死に場所」が不足

# 「お看取りくん」アプリが必要!

### ~坊さんに先を越された話~

- ・ 新潟の田舎で在宅看取りをした経験
- ある夏の夜、在宅で看取りを希望していた家族から電話
  - 「そろそろ亡くなりそう、早くきてください」
- ・患家に急いだら、なんとお坊さんが先に来ていた!
- お看取りくんアプリ
  - 遠隔バイタルサインモニター
- ・170万人大死亡時代への準備

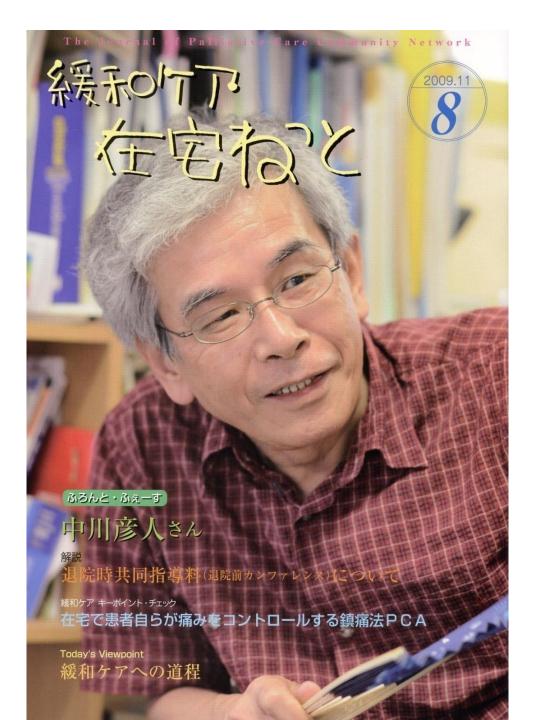


### 新川医療連携懇話会

- 終末期医療における地域連携クリテイカルパスの 試み
  - ・富山県新川(にいかわ)医療圏(魚津市、黒部市、入善町、朝日町)で、2005年より開業医が中心となって、在宅終末期医療や栄養管理などの検討のために「新川医療連携懇話会」を立ち上げた
  - ターミナルケアでは単独の医師による24時間管理体制では、医師の疲弊が激しいので、複数主治医制をとること
  - ・在宅医師同士の連携ミスによる 医療事故の防止と回避、病院と の連携確保等のために



中川先生



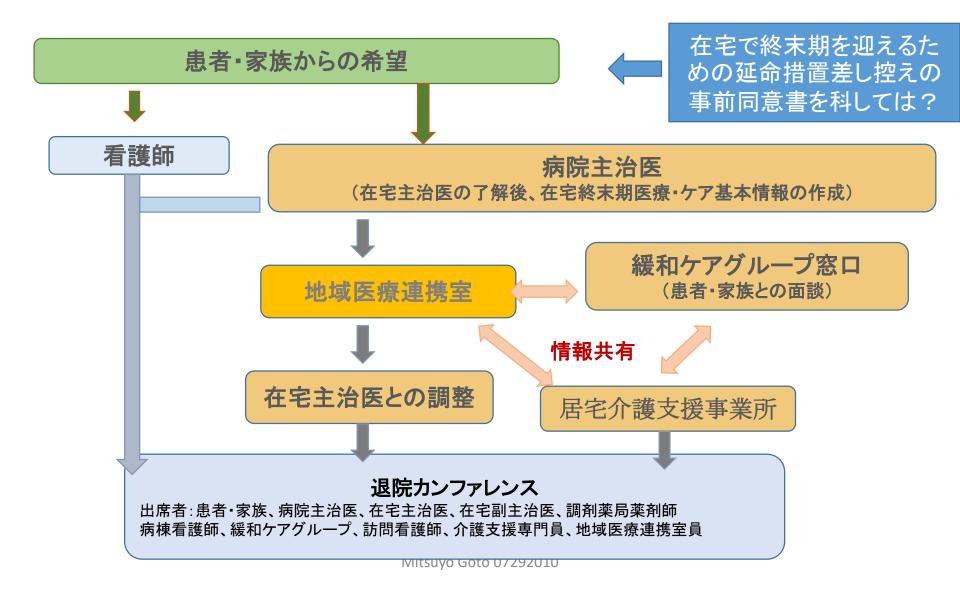
# 新川地域在宅終末期医療

- 新川圏域の概要
- ▶ 2市2町(魚津市、黒部市、入善町、朝日町)
- ▶ 人口約13万人
- 連携病院:4公的病院
  - ①富山労災病院、②黒部市民病院、③あさひ総合病院、
  - ④富山県立病院
- 主な在宅対応医療機関 5病院、22診療所、29調剤薬局、6訪問看護事業所
- 連携パス導入の経緯等
- ① 在宅での終末期医療のニーズ増加
- ② かかりつけ医単独での医療限界
- ③ 平成17年4月新川圏域8診療所からなる協議会設立
- ④ 新川厚生センター・在宅医療部会を通じて在宅医療体制推進

氷見市

南砺市

# 病院入院中・退院前 在宅終末期連携パスの運用フロー



# 新川地域在宅終末期医療

- ●運用基準・留意点
- 対象者: がん等で余命6カ月以内と想定される 患者
- ▶在宅医の選択:患者家族の希望第1優先、往診 移動時間30分以内(原則)
- ▶診診連携(主治医・副主治医)による在宅主治 医の弊害防止
- ▶病診連携における役割分担
- > 多職種チーム診療による介入
- ▶様式・書式の統一

## 在宅終末医療・ケア基本診療情報様式

## 在宅療養実施計画書様式

#### 医療機関用

	作成日 _様	年 月 日 歳 男・女							
在宅介護人:		_続柄							
かかりつけ医(主治医)		_ TEL							
副主治医1 副主治医2		TEL							
連携病院 連携病院サポート医	TEL	_							
ケアーマネージャー名		TEL							
訪問看護事業所名	TEL	担当 <mark></mark>							
訪問介護事業所名	TEL	担当 <mark></mark>							
薬局名 アウトカム・方針 テキストで自由記載(テンポレート使用も可) テンプレート例 疼痛をできるだけ抑制する 褥瘡を悪化させない 医師コールの基準 テキストで自由記載(テンプレート使用可) テンプレート例 呼びかけに応じない 呼吸をしていない									
		ケアマネージャー入力 氏名 かかりつけ医が入力							

#### 患者・家族用

	_様	作成日 歳	年 男 · 3		l B
在宅介護人:		続柄			
連絡先 (下記の医師コールの基準)	にあてはまるよ <sup>.</sup>	うになった	た場合や	o、そのf	也、状況が
悪化し連絡が必要と思われる	る場合は下記連絡	各先の 1 (	こ連絡し	.、連絡/	が取れない
場合や、その先生の指示が、 1 かかりつけ医(主治医)					ください。
2 副主治医 1 3 副主治医 2		TEL TEL			
4 〇〇病院 連携病院サポート医	TEL	<u>-</u>			
ケアーマネージャー名		TEL			
訪問看護事業所名	TEL	担当			
訪問介護事業所名	TEL	担当			
薬局名 アウトカム・方針 テキストで自由記載(ラ	テンポレート使用	1 ‡, 可)			
テンプレート例 疼痛をできるだ 褥瘡を悪化させ	け抑制する	10.17			
(特別を志1にさせ 医師コールの基準 テキストで自由記載(う	テンプレート使用	]可)			
デンフレート例 呼びかけに応じ 呼吸をしていな	ない				

# 様式の統一

## 在宅診療報告書様式(連携カルテ)

		開如	台日							_様	4 v	۸/								8 w		様	
	日付	開始		1 W	1		2 W		w		4 W		日付	5W		6W		71	·	81		9	W
目	-"-	月	В	月	B	月		月			月	В	項目 [17]	月	B	月	B	月	<u> </u>	月	<u>.</u> 日	月	<u>"</u>
[目  題点(	特記事項	į)	-		•	•		,,					項目 問題点(特記事	項)				7.		1.		7.	
(一般状)	態)記載	者											(一般状態) 記	載者						1			
S													PS										
養状態													栄養状態 精神状態										
於養状態 青神状態 身体所見										-			精神状態										
<u>津体所見</u>										-			身体所見										
	+									+													
(投薬) 1	日献去		1							_			(投薬) 記載者		1			I		T .			
5痛管理	<u>C.W. 18</u>									+			<u>(仅架)配取日</u> 皮痣等理							1			
英文													疼痛管理 麻薬										
ISAI	DS												NSAIDS										
t													他										
甫液													補液										
(検査)													(検査)										
(病状説)	明)												(病状説明)										
t													他										
(訪問看)	準) 記載	者											(訪問看護) 記	載者									
事	<u> </u>												食事	D									
非泄													食事 排泄 清拭										
<b>支事</b> 非泄 青拭 入浴													清拭			•							
<u> </u>										_			入浴										
神面										_			精神面										
<u>t</u>													他										

						₩.
**	日代		Ir W		12 1	
夏田		3.72	5月25日	5 9.6E	1.20亩	A
問題点(特許	争坦)	(ED摄 & 是		本BIVHIC	黄誠(八十八年)	THATELE!
		汉'与		注入するプラン	PM刁時	,
	<del></del>				1 F1 1.769	
一般状態)	記載者	445	· · · · ·	(主)	AA	
PS,		4		4	4	
<b>学養状態</b>		Poor		Poor	Poor	
<b>青神状態</b>		T空·安全		走空、中学	1716 154	1
身体所見		胆水、浮胺	• .	腹水浮腹	HE SH	1
				110-11-5113	HZJCGH	+
				-	子近于泽	1
					#300ml	
	حدد الاجراد				-	-
(投藥) 記數		连围	上田	陈图		
疼痛管理	, ·	有来+NSAIDs	· · ·	THE +NSAIDS		
<b>麻薬</b>		1+22-42(5)IT		オチシコンナンカリて		
NSAIDS		DFY=>37/63		ロキソコンろでから		
他		0 1. 6 0	D. 1 - 11 13/2 - 4	00-11-11-1		
補液		カナンファー Soul	10 2-71-1 500 d	Q7=1+1/13850	F	
情况		ルナイバック	おかれて立 バボンバッンcompti	オオケカ州リル		\ /
	·		ヒューマリンドを単位	1571 VICTOR		
(+		[ ( + 4 - PHYZ	(10円ホートエリ)	( ZVHJ - + + Y )		
(検査)	,	白色消下	Company /	ナンプモ人		\ /
				100me/h		· · \ / · / ·
						\
(病状説明)		9			. 1	\/
		1. 7 = 2			120/1000 000	
他 .		NS上RR と LUHホーガを開発		泽胜结(	BP1/8/12 P84	٨
1U .		医研究(现场で		32-72 land	177369	/\
		CHA CHEST		但为主	FOR 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	- 4
(訪問若護)	如我妻		上田	950~10=30 E-13		
食事	BC ALL E		ZKSTERNE UP	駒、ピーを複数	· ·	
排泄			1 3/2 y		·	
清拭				のはからゆうろん		<del></del>
入浴			ED 600al	(多、1915)		
精神面			*** ···	Dince Ship		1
他			1320°C40	FRENCH SEE		1-1-
		· :	あるが当続とす	KT-26.6 P=72 R-16		<del></del>
				BD - 96/4 SPA - 984	· .	
			KT-373'C 1:80	工物体的系统		1
			BD=100/64 .	梅用 845an	-	1
			3742 98%	星界等周围E7 73		
(訪問介助)	記數書	· · ·		<b>新华·福州新</b>	RE.	-
						1
						<del></del>
						1
		· ·				-
		-				

9,29,10		<i>v</i>			様
3"	13"	i'ch'	15.v	5	· · · · ·
頁目	3月41	- 年 年 2864	3 93 4	4 7 1 0	. 2月6日
周重点(帝)。李項)		- 15 to 7 864	74-1900.1	<-	0 to 0 10 2
		+7.16 F	何下	+	A: 4 A
		37·佐下 经内域取731	经时费Beckisc		外册
					age of
(一般状態) 記載者		居田	<u></u>	<u></u>	
25		_4	4		
<b>栄養状態</b>		Poor			
精神状態		大工工程	<del>-</del>		
身体所見		腹部をいと	<b>←</b>	> nat +++ 3 1 7	
		74227		20时状3年7	
			<u> </u>	市民人院里的	
				入党.	
(投薬) 記載者	上田	運田	<del></del>	<b>—</b>	
疼痛管理		1971			
麻薬					
NSAIDS					
他					
	のアミノトリバー号 850元	,		主治医療图日	
補液 .	オイツカトリンノのの単性	<del></del>	<b>←</b>	小地友内意思公子	
	ヒューマリン尺 14単位			の岩で、赤水が	•
	倒注ラシックスなん	<del></del>	+	力之室である中	
(検査)	(エンア注入100~1/2)	Y11.77/250-97	<b>—</b>	Tinta.	
777 - 1 - 1	ボンア注入100元/れ	(40me/h)	(40olh)		and the same
		気持から、再次		20时丘左80岁	
(病状説明)		すせてはいとなる	AMII #3 12	まで下降にこれ	
		まり」	37373 (4.8	レノ上までよろかなっ	
		市民在於外到	芝口	ETEL ST.	180A ( Te.
他		森生生へななれ		「放き手である	
		記載"		布度へ直がしょ	<u> </u>
(訪問看護) 記載者	9:30~ //:00				
食事	セリー・松小量摂取			<del>-</del>	
排泄	时2排5万)		<del> </del>		
清拭	全线流线			-	
入浴	D 400~8/1 便时留出			-	
精神面	意識していた下ひくら		40 12 10 10	17.974	
他	安定 時頭面が	-			
16	KT-36.5C P-80R-12			-	
	BD: 108/58 5PO2 98%	7/20			
	腹圈 84.0元			<del> </del>	
	下半身浮雕、体神谷相		<del>                                     </del>	<del></del>	
	黄疸かり 標部発示			<u> </u>	
(訪問介助) 記載者		/XXYIPEL	T	T	
WALLEY OF THE PARTY BUTTON	-			<del> </del>	
	<del>                                     </del>			<del> </del>	-
	1	1	<del> </del>		<del> </del>
			-		
	+	<del> </del>	<del> </del>	<del> </del>	-

出所:中川彦人



## 効率よく共同作業ができる



Microsoft\*

Office Groove 2007

マイクロソフト オフィス グルーヴ 2007



#### 部長

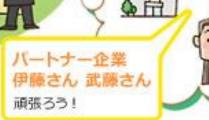
君にプロジェクト リーダーを任せるか ら、社外スタッフと コミュニケーション をとってしっかり進 行してくれたまえ!



バートナー 企業 斉藤さん よろしくね!



ガンバリます!



出所:中川彦人

# マイクロソフトGroove

接続

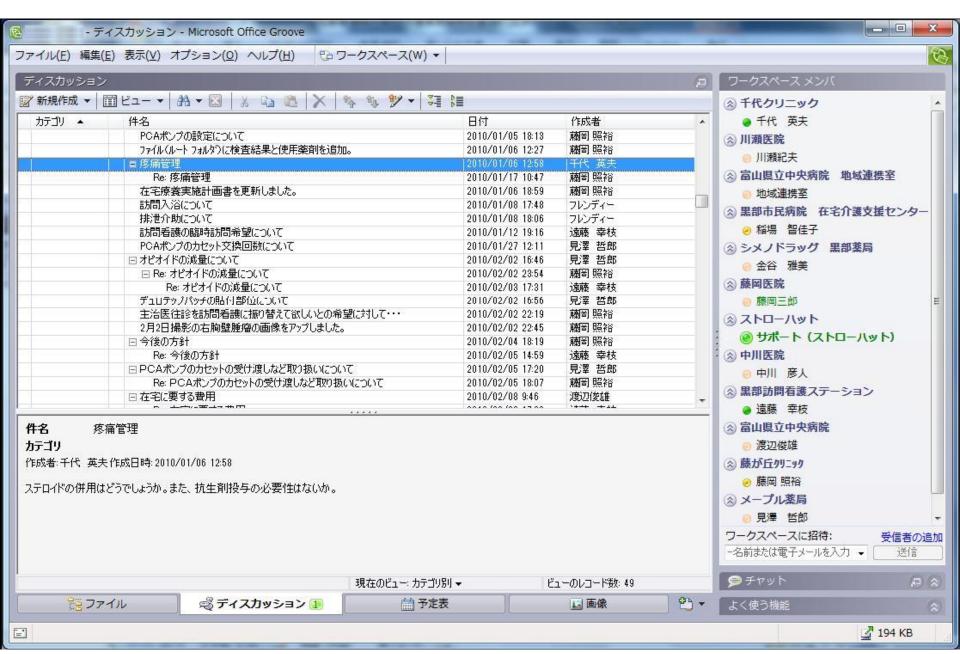
Office Groove 2007



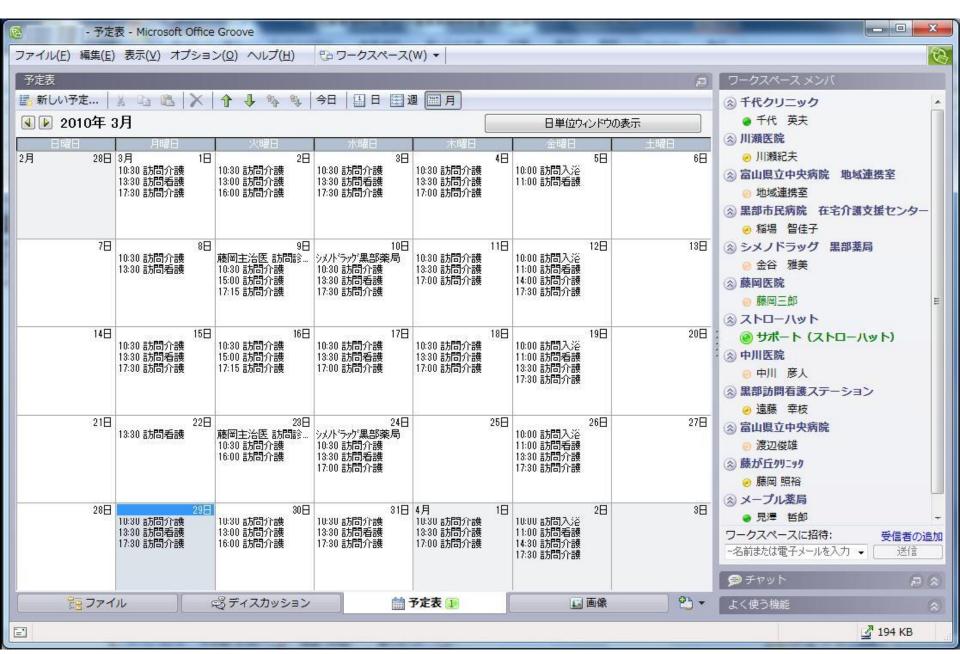
※ 今年バージョンアップしてSharePoint Workspace 2010に商品名変更

●パスのファイルをメンバーで共有して更新





出所:中川彦人





🔁 金本義昭 殿 - 画像 - Microsoft Office Groove

出所:中川彦人

\_ 0 X

# ICT化のメリット あんしん在宅ネットにいかわ

- 1. 患者さまの情報が迅速にかつ適確に得られる。
- 2. 情報の種類が多く情報量も多い。
- 3.情報がきれいで読みやすい。
- 4. Faxなどの紙媒体に比べ管理しやすい
- 5. 自分が往診や訪問をしていない日でも リアルタイムの情報が得られる
- 6. 連携相手の状況や時間を気にせず情報伝達ができる。
- 7. 稀にしか対応しない副主治医でも適確に情報が得られる。
- 8. 訪問看護や訪問調剤薬局では、訪問前の準備がしやすい。
- 9. ディスカッション機能の利用で、疑問点の解決につながる。
- 10. チーム医療の最大の目的である多職種が同じ目的と意識を持って患者さまに向き合うことができる



あんしん在宅ネットにいかわ 患者さんが亡くなったあとの デスカンファレンスに発展

# パート3 地域包括ケアシステムと 診療報酬改定

- (1)在宅療養支援病院・診療所
- (2)機能強化型訪問看護ステーション
- (3)かかりつけ薬局・薬剤師

# 2016年診療報酬改定の基本的視点

• (1)地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携に関する視点

7対1の厳格化

- 医療機能に応じた入院医療の評価
- チーム医療の推進、勤務環境の改善、業務の
- 地域包括ケアシステム推進
- 質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- 外来医療の機能分化
- (2)患者にとって安心・安全で納得できる効果的・効率的で質が高い医療を実現する視点
- (3) 重点的な対応が求められる医療分野を充実する視点
- (4)効率化・適正化を通じて制度の持続可能性を高める視点

# (1)在宅療養支援診療所・病院



# 在宅療養支援診療所・病院の概要

#### 在宅療養支援診療所

地域において在宅医療を支える24時間の窓口として、他の病院、診療所等と連携を図りつつ、24時間 往診、訪問看護等を提供する診療所

#### 【主な施設基準】

- 診療所
- ② 24時間連絡を受ける体制を確保している
- ③ 24時間往診可能である
- ④ 24時間訪問看護が可能である
- ⑤ 緊急時に入院できる病床を確保している
- ⑥ 連携する保険医療機関、訪問看護ステーションに 適切に患者の情報を提供している
- ⑦ 年に1回、看取りの数を報告している

注1: ③、④、⑤の往診、訪問看護、緊急時の病床確保 については、連携する保険医療機関や訪問看護 ステーションにおける対応でも可

#### 在宅療養支援病院

診療所のない地域において、在宅療養支援診療所と同様に、在宅医療の主たる担い手となっている病院

#### 【主な施設基準】

- ① 200床未満又は4km以内に診療所がない病院
- ② 24時間連絡を受ける体制を確保している
- ③ 24時間往診可能である
- ④ 24時間訪問看護が可能である
- ⑤ 緊急時に入院できる病床を確保している
- ⑥ 連携する保険医療機関、訪問看護ステーションに 適切に患者の情報を提供している
- ⑦ 年に1回、看取りの数を報告している
- 注2: <u>④の訪問看護については</u>、連携する保険医療機関や 訪問看護ステーションにおける対応でも可

#### 機能を強化した在宅療養支援診療所・病院

複数の医師が在籍し、緊急往診と看取りの実績を有する医療機関(地域で複数の医療機関が連携して対応することも可能)が往診料や在宅における医学管理等を行った場合に高い評価を行う。

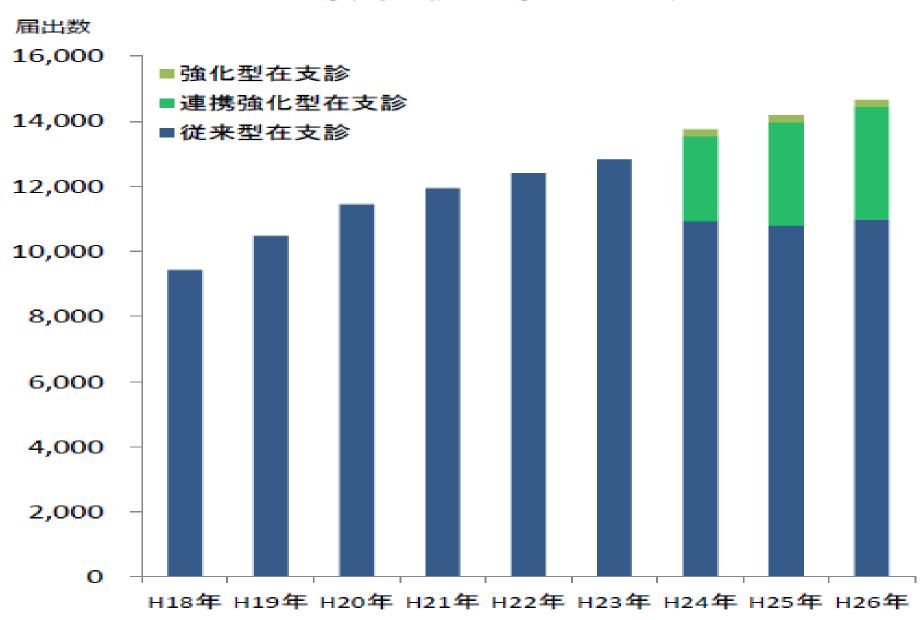
#### 【主な施設基準】

- ① 在宅医療を担当する常勤の医師が3名以上配置
- ② 過去1年間の緊急の往診の実績を10件以上有する
- ③ 過去1年間の在宅における看取りの実績を4件以上有している

■注3:上記の要件(①~③)については、他の連携保険医療機関(診療所又は200床未満の病院)との合計でも可。ただ■し、それぞれの医療機関において過去1年間に緊急の往診を4件以上、看取り2件以上を実施していること。



#### <在宅療養支援診療所届出数>



# 東京都で第1号の在宅療養支援病院 医療法人財団厚生会古川橋病院

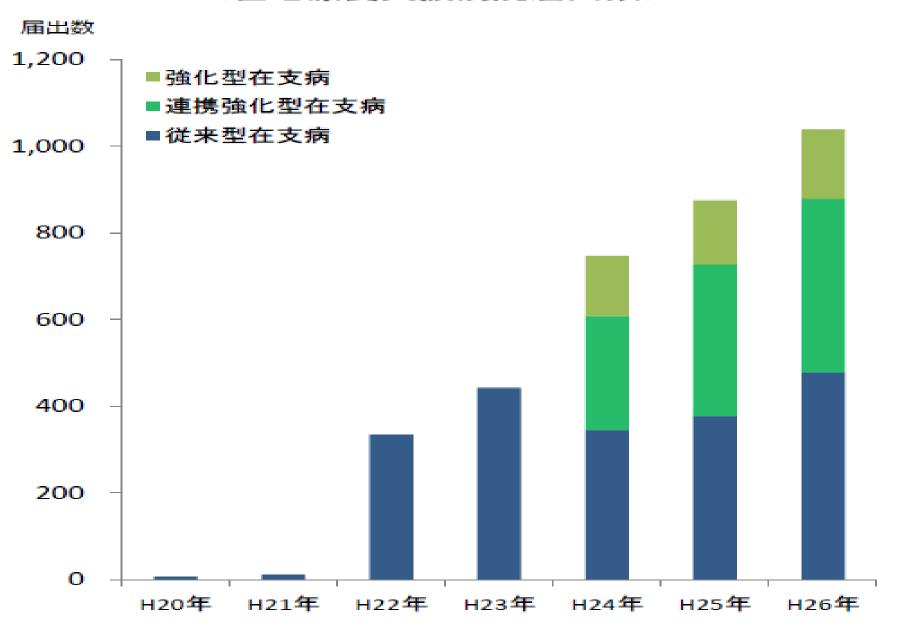
- 在宅療養支援病院 港区南麻布2丁目
  - 一般病床 49床
  - 介護老人保健施設 40床
  - •介護予防機能訓練施設 20名
  - ·居宅介護支援事業所
  - ・健診センター



鈴木先生



#### <在宅療養支援病院届出数>



# 2016年診療報酬改定と 在宅医療



2015年11月11日中医協総会

# 在宅医療を専門に行う医療機関について

規制改革会議

「在宅診療を主として行う診療所の開設要件の 明確化」

### 在宅医療を専門に行う保険医療機関について

中医協 総一3 25.10.30

#### 1. 在宅医療を専門に行う保険医療機関を認めていない趣旨

- ○健康保険法第63条第3項において、療養の給付を受けようとする者は、保険医療機関等のうち、自己の選定するものから受けるものとする(いわゆるフリーアクセス)とされている。
- ○この前提として、被保険者が保険医療機関を選定して療養の給付を受けることができる環境にあることが 重要であり、<u>健康保険法の趣旨から、保険医療機関は全ての被保険者に対して療養の給付を行う開放性を</u> 有することが必要であるとして、「外来応需の体制を有していること」を保険医療機関に求める解釈上の <u>運用</u>をしている。(法令上、明確に規定された要件ではない)
- ○なお、在宅医療を専門に行う保険医療機関を認めた場合は、当該地域の患者の受診の選択肢が少なくなる おそれ、当該保険医療機関の患者が急変時に適切な受診ができないおそれ等が考えられる。

#### 2. 外来応需の体制確保の指導

- ○厚生局における<u>保険医療機関の指定申請の受付の際などに、必要な場合は、健康保険法の趣旨から、外来応需の体制を確保するよう指導</u>を行っており、在宅医療を専門に行う保険医療機関は認めていない。
- ○しかし、<u>全国一律の運用基準や指針などはなく、厚生局によって、指導内容や方法等に違い</u>があるとの指摘がある。

#### <参考>

〇健康保険法

第63条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

一~五 (略)

- 2 (略)
- 3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから受けるものとする。
  - 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所(第六十五条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。)又は薬局(以下「保険薬局」という。)

二·三 (略)

- ○「被災地の医療機関等に対する診療報酬上の緩和措置について」(平成23年9月7日 中医協 総-8)
  - ・周囲に入院医療機関が不足している等、やむを得ない場合には、当該医療機関において外来を開かず、在宅医療のみを行う場合であっても保険医療機関として認めることとする。〔現在は、福島県内のみ利用可能〕 **97**

#### 第253回中央社会保険医療協議会(H25.10.30)における主なご意見

#### <在宅医療専門の医療機関には問題があるとの意見>

- 互いに顔が見えて気心の知れた、かかりつけ医の機能の延長としての在宅医療が望ましい。 かかりつけ医が在宅医療を担うのが一番よく、在宅医療を主とした医療機関でも、外来のノウ ハウを持つべき。
- 在宅専門医療機関の一部は、いわゆるサクランボ摘み的なところがある。つまり軽症者をたくさん集めて、掛け合わせれば大きな利益が得られる。でも、重症者にはなかなか対応してくれないことがある。

#### <在宅医療の供給体制を確保することを優先すべきとの意見>

- 現実に、診療所の少数の医師が24時間在宅での対応をするのは医師の負担が大きすぎる。訪問診療の提供には、いろいろな形態があってよい。
- 在宅医に外来を求めることで、在宅医療全体のキャパシティーが減ってしまう。在宅医療の ニーズは増えるが、供給体制が十分に賄えないので、当面は今のまま進んでよい。

#### <主治医・かかりつけ医の機能の充実を図るべきとの意見>

- 在宅医療、訪問医療を含めて、主治医、かかりつけ医機能をどうやって充実させていくかというほうに議論を集中させたほうが、得策ではないか。
- 在宅医療が、今のかかりつけ医・主治医の機能とどのように連携するべきかを考える必要がある。在宅医療専門機関とかかりつけ医・主治医機能を別々のものとして考える必要はない。

在宅専門の 診療所を解禁!

【1-4(医療機能の分化・強化/在宅医療の確保)-③】

## 在宅医療専門の医療機関に関する評価

骨子【[-4(3)]

#### 第1 基本的な考え方

在宅医療の提供体制を補完するため、外来応需体制を有しない、在宅 医療を専門に実施する診療所に関する評価を新設するとともに、現行の 在宅療養支援診療所との関係を整理する。

#### 第2 具体的な内容

1. 健康保険法第 63 条第3項に基づく開放性の観点から、保険医療機関について、外来応需の体制を有していることが原則であることを明確化した上で、例外として、在宅医療を専門に実施する場合であって、以下の要件を満たす場合には保険医療機関として開設を認めることとする。

#### 第2 具体的な内容

1. 健康保険法第 63 条第3項に基づく開放性の観点から、保険医療機関について、外来応需の体制を有していることが原則であることを明確化した上で、例外として、在宅医療を専門に実施する場合であって、以下の要件を満たす場合には保険医療機関として開設を認めることとする。

#### [開設要件]

- (1) 無床診療所であること。
- (2) 在宅医療を提供する地域をあらかじめ規定していること。
- (3) 外来診療が必要な患者が訪れた場合に対応できるよう、地域医師会(歯科医療機関にあっては地域歯科医師会)から協力の同意を得ている又は(2) の地域内に協力医療機関を2か所以上確保していること。
- (4) 規定した地域内において在宅医療を提供していること、在宅医療導入に係る相談に随時応じていること、及び医療機関の連絡先等を広く周知していること。
- (5) 往診や訪問診療を求められた場合、医学的に正当な理由等なく断ることがないこと。
- (6) 診療所において、患者・家族等からの相談に応じる設備・人員等の体制 を整えていること。
- (7) 緊急時を含め、随時連絡に応じる体制を整えていること。

# 在宅医療を提供する医療機関とその評価 に関する論点②

○ 往診・訪問診療を専門に行う場合における、在宅医療への報酬体系についてどう考えるか。

▶ 特に、保険医療機関が往診・訪問診療を専門に行うに当たって、患者への質の高い医療サービスを担保するため、どのような点に着目した評価を行うべきか。

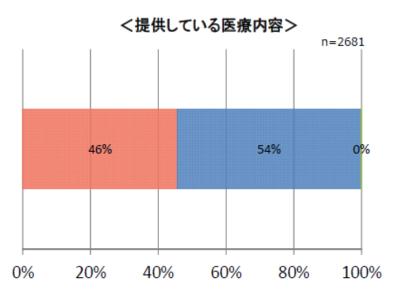
在宅医療では、比較的重症な患者から軽症な患者まで 幅広い患者に対して診療が行われていることから、 患者の状態や居住場所に応じたきめ細かな評価を実施する。

別表7、8を用いた患者重症度に応じた評価

## 患者の診療状況について①

#### く提供している医療内容>

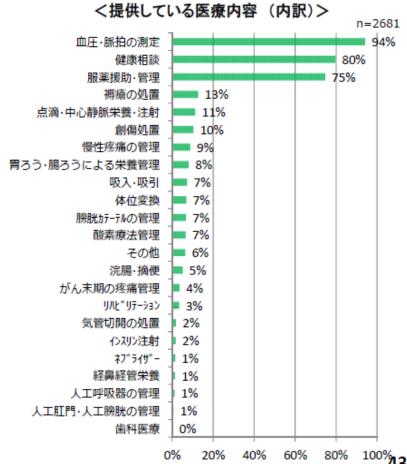
○ 在宅患者全体の45%程度は調査項目のうち「健康相談」「血圧・脈拍の測定」「服薬援助・管理」のみに該当する一方、残りの55%は「点滴・中心静脈栄養・注射(約11%)」等何らかの処置・管理等を実施されている。



- ■健康相談・血圧・脈拍測定・服薬援助・管理のみのもの
- その他の内容を含むもの
- ■無回答

※患者票のデータを、日計表における同一建物/非同一建物患者の 人数にあわせて重み付けして集計

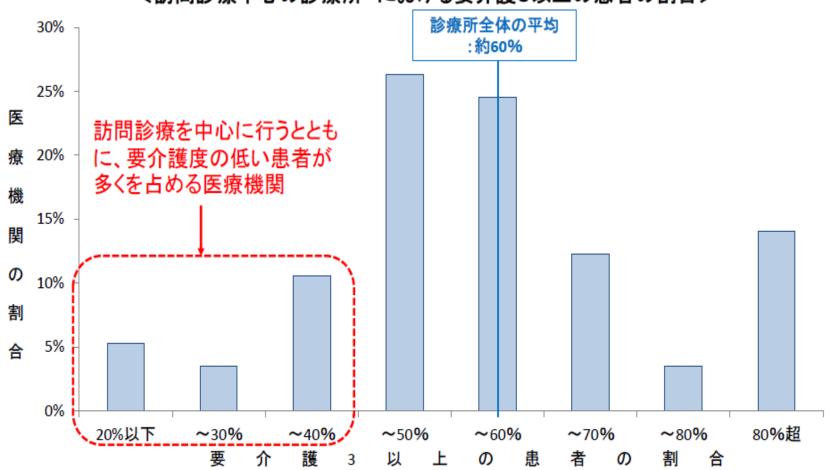
出典:平成26年度検証部会調査(在宅医療)



# 訪問診療を中心に診療を行っている診療所の特性④

○ 訪問診療を行っている医療機関全体において、要介護3以上の患者割合の平均は約60%であったが、訪問診療を中心に行っている医療機関の中には、要介護度の低い患者が多くを占める医療機関がみられた。

#### <訪問診療中心の診療所※における要介護3以上の患者の割合>



## 長期にわたって医学管理の必要性が高い疾病・処置等

在宅医療等において、長期にわたって医学管理の必要性が高いと評価されている疾病・処置等として、以下の様な項目が 挙げられている

1510 60.9	J <sub>0</sub>		
	別表7*	別表8***	左記の他医療区分2・3のうち 長期に渡る管理を要する状態等
理が必要な処置	・人工呼吸器の使用	<ul> <li>・中心静脈栄養 ・人工呼吸</li> <li>・気管切開 ・酸素療法</li> <li>・持続陽圧呼吸療法</li> <li>・気管カニューレ/留置カテーテルの使用</li> <li>・自己腹膜灌流 ・血液透析</li> <li>・経管栄養等 ・自己導尿</li> <li>・自己疼痛管理 ・人工肛門/人工膀胱</li> </ul>	·中心静脈栄養 ·人工呼吸器 ·気管切開等 ·酸素療法 ·發素療法 ·経腸栄養
長期に渡る療養が	<ul> <li>・スモン</li> <li>・タ系統萎縮症</li> <li>・可能損傷</li> <li>・球脊髄性筋萎縮症</li> <li>・可髄損傷</li> <li>・多発性硬化症</li> <li>・プリオン病</li> <li>・進行性筋ジストロフィー症</li> <li>・副腎白質ジストロフィー</li> <li>・慢性炎症性脱髄性多発神経炎</li> <li>・重症筋無力症</li> <li>・脊髄小脳変性症</li> <li>・パーキンソン病関連疾患</li> <li>・亜急性硬化性全脳炎</li> <li>・脊髄性筋萎縮症</li> <li>・末期の悪性腫瘍</li> <li>・後天性免疫不全症候群</li> </ul>	・悪性腫瘍 ・肺高血圧症 ・褥瘡(真皮を超える)	<ul> <li>・スモン</li> <li>・筋ジストロフィー</li> <li>・多発性硬化症</li> <li>・筋萎縮性側索硬化症</li> <li>・パーキンソン病関連疾患</li> <li>・その他の難病</li> <li>・悪性腫瘍</li> <li>・脊髄損傷等</li> <li>・褥瘡</li> </ul>
病態が増悪		・点滴注射	
	等	理が必要な処置 ・スモン ・ハンチントン 病病・ラスイソゾ傷・シス系が を変を変変を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別表7**   別表8***

※別表7:在宅患者訪問診療料において週4回以上の訪問診療が可能 ※※別表8:退院時共同指導料において、特別な管理を要する状態等として評価

その他

別表7・8に該当しない又は医療区分1に該当する状態

## 在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療③

# 同一建物減算

在宅医療を担う医療機関の量的確保とともに、質の高い在宅医療を提供していくために、保険診療の運用上、不適切と考えられる事例への対策を進める。

在宅時医学総合管理料(在総管)、特定施設入居時等医学総合管理料(特医総管)について、同一建物における複数訪問時の点数を新設し、評価を適正化するとともに、在支診・病以外の評価を引き上げる。

区分			機能強化型	在支診·病		在支	診·病	それ以外		
病床		病尿	有	病床無			-	-		
処方せん		処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	
在総管		5,000点	5,300点	4,600点	4,900点	4,200点	4,500点	2,200点	2,500点	
特医総管		3,600点	3,900点	3,300点	3,600点	3,000点	3,300点	1,500点	1,800点	
区分	区分 機能強化型		機能強化型	在支診·病		在支診·病		それ以外		
病床		病	末有	病尿	無	-		-		
処方せん		処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	処方せん有	処方せん無	
在総管	同一	<u>1,200点</u>	<u>1,500点</u>	1,100点	1,400点	1,000点	1,300点	<u>760点</u>	1060点	
TWE	同一以外	5,000点	5,300点	4,600点	4,900点	4,200点	4,500点	<u>3,150点</u>	<u>3,450点</u>	
特医総管	同一	<u>870点</u>	<u>1,170点</u>	800点	<u>1,100点</u>	<u>720点</u>	<u>1,020点</u>	<u>540点</u>	840点	
14 区 140 民	同一以外	3,600点	3,900点	3,300点	3,600点	3,000点	3,300点	<u>2,250点</u>	<u>2,550点</u>	

## 質の高い在宅医療・訪問看護の確保②

### 在宅医療における重症度・居住場所に応じた評価②

- ③ 月1回の訪問診療による管理料を新設
- ④ 同一日に診療した人数に関わらず、当該建築物において医学管理を実施している人数に応じて評価

#### 現行

(在総管:機能強化型在支診(病床なし))

同一建物居住者以外の場合	4,600点
--------------	--------

同一建物居住者の場合※1 1,100点



#### 改定後 (在総管:機能強化型在支診(病床なし))

	単一建物	物診療患者 <i>σ</i>	)人数※2
	<u>1人</u>	<u>2~9人</u>	<u>10人~</u>
重症患者(月2回以上訪問)	<u>5,000点</u>	<u>4,140点</u>	2,640点
月2回以上訪問している場合	<u>4,200点</u>	<u>2,300点</u>	<u>1,200点</u>
月1回訪問している場合	<u>2,520点</u>	<u>1,380点</u>	<u>720点</u>

#### 現行

(在総管:在支診)

同一建物居住者以外の場合	4,200点
同一建物居住者の場合※1	1.000点

※1 同一建物居住者の場合; 当該建築物に居住する複数の者に対して、医師が同一日に訪問診療を行う場合



#### **改定後** (在総管:在支診)

	単一建物診療患者の人数※2						
	<u>1人</u>	<u>2~9人</u>	<u>10人~</u>				
重症患者(月2回以上訪問)	<u>4,600点</u>	<u>3,780点</u>	<u>2,400点</u>				
月2回以上訪問している場合	3,800点	<u>2,100点</u>	1,100点				
月1回訪問している場合	2,280点	1,260点	660点				

※2 単一建物診療患者の人数: 当該建築物に居住する者のうち、当該保険 医療機関が在宅医学管理を行っている者の数

# (2)機能強化型訪問看護ステーション



## 在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療

#### 機能強化型訪問看護ステーションの評価

在宅医療を推進するため、24時間対応、ターミナルケア、重症度の高い患者の受け入れ、居宅介 護支援事業所の設置等、機能の高い訪問看護ステーションを評価する。

24時間対応

(24時間対応体制加算の届出)

常勤看護職員

機能強化型訪問看護管理療養費1:7人以上

機能強化型訪問看護管理療養費2:5人以上

ターミナルケア

(ターミナルケア療養費、 ターミナルケア加算の算定数

の合計)

機能強化型訪問看護管理費1:20以上/年

機能強化型訪問看護管理費2:15以上/年

#### 重症度の高い患者の 受け入れ

(別表7個の利用者数)

機能強化型訪問看護管理費1:10人以上7月 機能強化型訪問看護管理費2:7人以上/月

#### 指定居宅介護支援事業所

訪問看護ステーション



休日・祝日等も含め た計画的な訪問看 護の実施

#### 居宅介護支援事業所の

設置(同一敷地内)

(介護サービス計画、介護予防サービ ス計画の作成が必要な利用者のうち、 1割程度の計画を作成)

ケアマネジャー

- 〇訪問看護ステーションの、特に医療的な管理が必要な利用者 について、適切なタイミングで医療保険・介護保険の訪問看 護が提供できる。
- 〇ケアマネ事業所の利用者について、医療が必要となった際、 ステーション看護師への相談や連携がよりスムーズに行える。

情報提供·相談·

人材育成 地域住民等に対する情報提供や相談 人材育成のための研修の実施

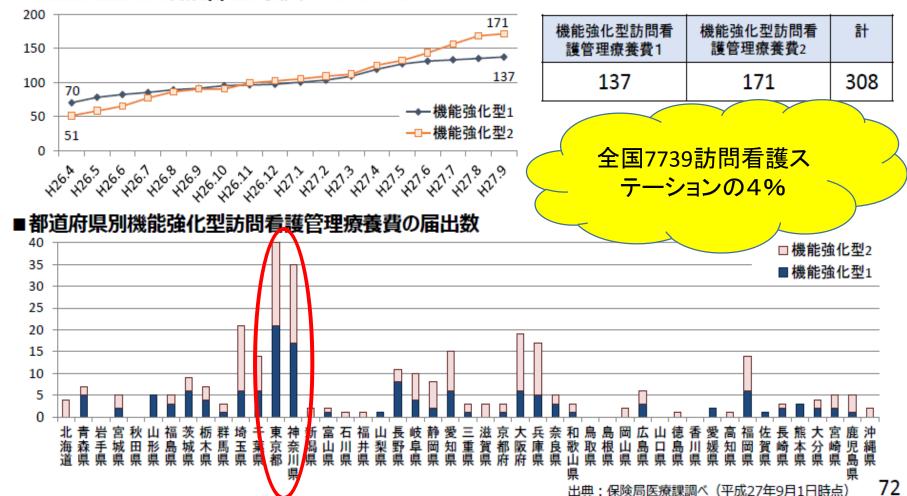
末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患 (進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限 る)、多系統基総症(線条体黒質変性症、オリーブ権小脳基総症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロ



#### 機能強化型訪問看護ステーションの届出状況

- 機能強化型訪問看護管理療養費の届出は、平成27年9月時点で機能強化型1が137事業所、機能強化型2が170事業所であり、機能強化型1に比べ機能強化型2の届出数が多い。
- 大都市部で届出が多い傾向があり、届出がない県も6県ある。

#### ■機能強化型訪問看護管理療養費の届出数の推移



# 機能強化型訪問看護ステーションと次期改定

- ①看取り要件
- ②医療ニーズの高い小児の受け入れ

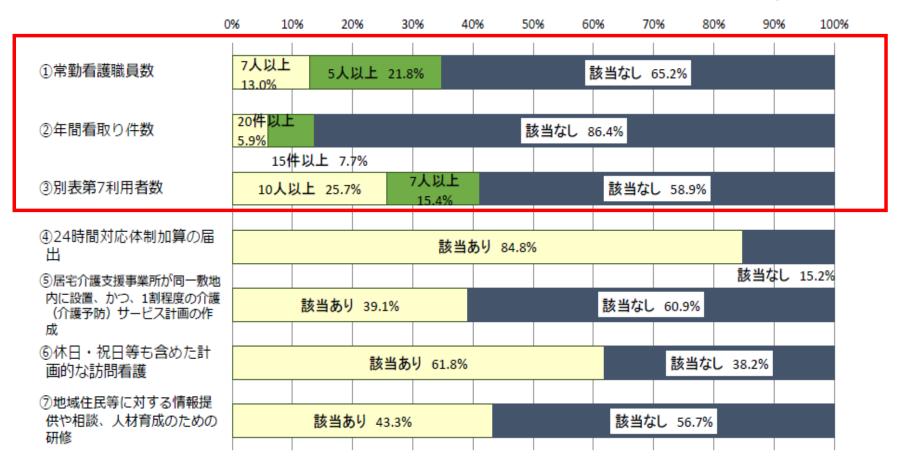
# ①看取り要件



### 機能強化型を届け出ない理由②

○ 機能強化型訪問看護管理療養費を算定したことがない訪問看護ステーションでは、機能強化型訪問看護ステーションの施設基準で求められている項目のうち、年間看取り件数の要件を満たしていない事業所が最も多い。

#### ■機能強化型訪問看護管理療養費を算定したことがないステーションの要件別の算定状況 (n=1,366ステーション)



出典:平成28年診療報酬改定に関するアンケート調査 (平成27年 社団法人全国訪問看護事業協会)

### 訪問看護ステーションにおける看取り状況

- 訪問看護ステーション1か所当たりの年間合計看取り件数は、機能強化型1は平均約30件、機能強化型2は平均約20件、機能強化型以外は平均約5件である。
- ターミナルケアを実施していても、在宅がん医療総合診療料を算定している利用者は、現在は看取り件数に含まれていないが、含めた場合は看取り件数が増加する。

#### ■1ステーション当たりの年間看取り件数

		看取り件数 ※			
		現行の計算方法	仮に、在宅がん医療総合診 療料(医療機関で算定)対 象患者を含めた場合		
平均值		8.7	9,2		
	1)機能強化型1のみ	31,4	32.5		
	2)機能強化型2のみ	20,3	21.3		
	3) 1)、2)以外	5.1	5.5		
中央値		4	4		
標準偏差		11.7	12,1		

	現行の計算方法		仮に、在宅がん医療総合診 療料(医療機関で算定)対 象患者を含めた場合
調査対象のうち、看取り件数が年 間15件を上回るステーション数	137	+8	148

※看取り件数:平成26年4月1日~9月30日の看取り実績から年間合計を推計したもの

#### 在宅がん医療総合診療料

保険医療機関と訪問看護ステーションが共同で実施する場合には、 保険医療機関において<u>一括して算</u> 定する。

#### 【概要】

- 末期の悪性腫瘍の患者に対し、計画的な 医学管理の下に、訪問診療又は訪問看護 を行う日が合わせて週4日以上であり、か つ、訪問診療及び訪問看護の回数が週1回 以上。
- ※ 訪問看護ステーションがターミナルケアを 実施していても、本項目の算定利用者は、 訪問看護ステーション側では報酬を算定しない。

在宅がん医療総 合診療料患者を 含めて20人

出典:平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成26年度調査)「機能強化型訪問看護ステーションの実際にある。 を保険局医療課にて再集計

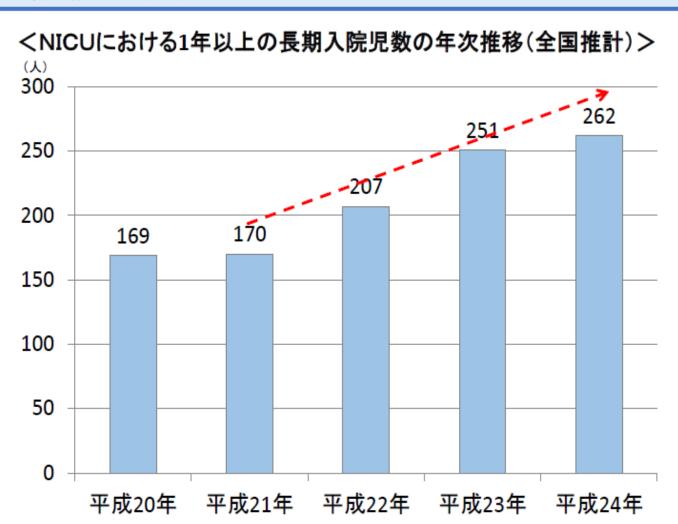
大況 調電

# ②医療ニーズの高い 小児の受け入れ



## NICUにおける長期入院児の推移

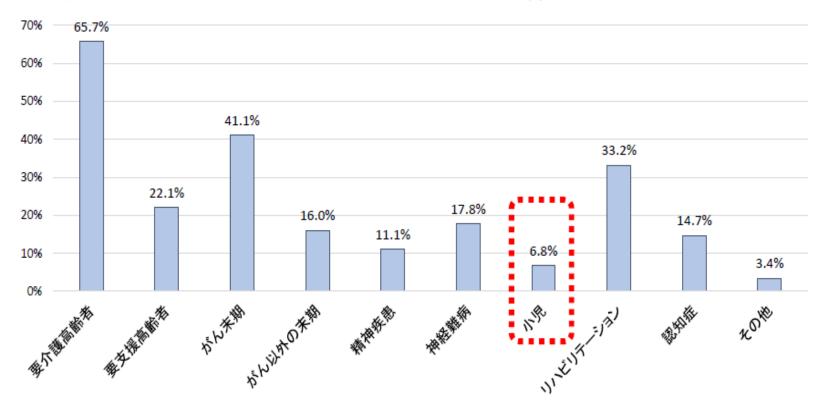
○ 新生児特定集中治療室(NICU)における長期入院児(1年以上入院している児)の 数は増加傾向にある。



#### 訪問看護ステーションが得意としている利用者の特性

○ 高齢者やがん末期、神経難病等と比べ、小児を得意分野とする訪問看護ステーションは少ない。

#### ■訪問看護ステーションが得意としている利用者の特性 (n=443) (複数回答)



出典:東京都訪問看護支援検討委員会報告書(平成25年3月)

# 機能強化型訪問看護ステーションの新要件

- ・ターミナルケア件数を合計した数が年に 15以上、かつ、超・準超重症児の利用者数を合計した数が常時4人以上
- 超・準超重症児の利用者数を合計した数が常時6 人以上

# (3)薬局・薬剤師と在宅医療



葉山のタカノ薬局の岡豊香さん

# 在宅医療における薬剤師の役割・課題・取り組み

### 役割

処方せんに基づき患者の状態に応じた調剤 (一包化、懸濁法、麻薬、無菌調剤)

患者宅への医薬品・衛生材料の供給

薬歴管理(薬の飲み合わせの確認)

服薬の説明 (服薬方法や効果等の説明、服薬指導・支援)

服薬状況と保管状況の確認 (服薬方法の改善、服薬カレンダー等による服薬管理)

副作用等のモニタリング

在宅担当医への処方支援 (患者に最適な処方(剤型・服用時期等を含む)提案)

残薬の管理、麻薬の服薬管理と廃棄

ケアマネジャー等の医療福祉関係者との連携・情報共有

医療福祉関係者への薬剤に関する教育



# 在宅患者への最適かつ効率的で安全・安心な 薬物療法の提供

# 残薬について

期投薬の増加等により、飲み忘れ、飲み残しや症状の変化により生じたと思われる )残薬(調剤されたものの服用・使用されなかった薬剤)が生じるケースが見られる。











ロ本薬剤師会とは埋

# 在宅での薬剤師業務~往診医師への同行~





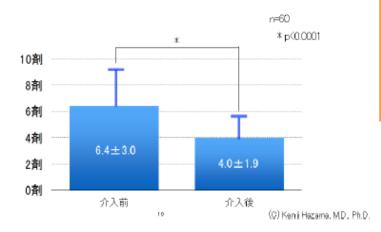
「まさか、薬局に就職してドクターの回診につくとは・・・」



## 在宅業務で医師と薬剤師の連携による評価

○医師と連携して薬剤師が在宅訪問を行うことで、投薬数や薬剤費が減少。

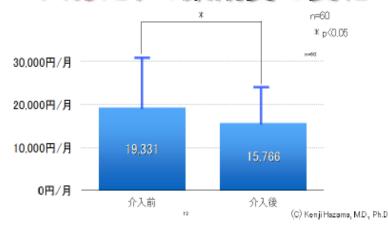
## 1人あたりの投薬数の変化



医師の訪問診療に薬剤師が同行した後、次回医師の訪問診療の前に薬剤師が単独で訪問して、薬学的に患者の状態を確認し、そこで得た情報を医師にフィードバックした結果

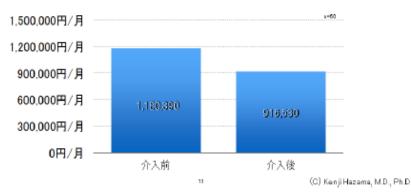
●介護付き有料老人ホームの患者 対象 60名(男性13名、女性47名) 平均年齢 87.1±7.5歳

### 1人あたりの薬剤費の変化



## 施設全体の薬剤費の変化

60名で263,860円/月·施設の薬剤料減少



※平成26年度厚生労働科学研究費補助金「薬剤師が担うチーム医療と地域医療の調査とアウトカムの評価研究」シンポジウムより「薬局薬剤師が取り組むチーム医療~介護施設における共同薬物治療管理~(ファルメディコ株式会社 狭間研至)」

# 特養での多職種連携





フロアでの申し送り

ケアカンファレンス

多職種から薬剤師への承認(acknowledgement)



# 医師・看護師による 薬剤師の在宅医療講習会









知識:薬理学•製剤学•解剖生理•病理病態•

TDM・ターミナルケア

技能:バイタルサイン・フィジカルアセスメント

態度:対医療者・対患者コミュニケーション

グリーフケア

バイタルサイン採集の基本手技を看護師が教える

# アイン薬局さんの在宅訪問(夕張)



# 患者のための薬局ビジョン

~「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ~」

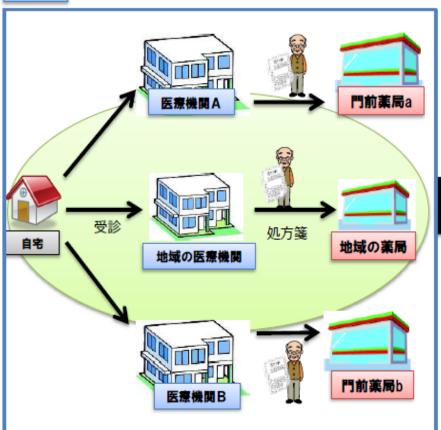
2015年10月23日 厚生労働省

# 医薬分業に対する厚生労働省の基本的な考え方

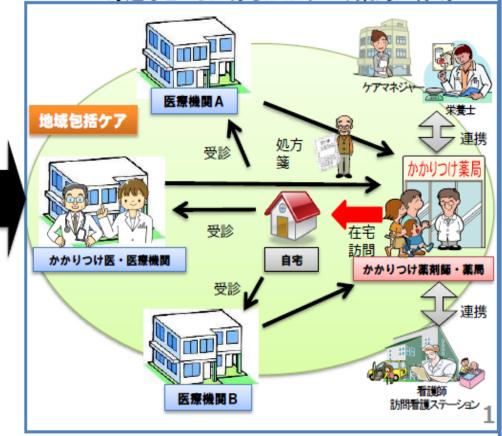
- ○薬局の薬剤師が専門性を発揮して、ICTも活用し、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と薬 学的管理・指導を実施。
- 〇これにより、多剤・重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、<u>患者の薬物療法の安全性・有</u> 効性が向上するほか、医療費の適正化にもつながる。

#### 今後の薬局の在り方(イメージ)

現状 多くの患者が門前薬局で薬を受け取っている。



**今後** 患者はどの医療機関を受診しても、 身近なところにあるかかりつけ薬局に行く。



## かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき3つの機能

- 地域包括ケアシステムの一翼を担い、薬に関して、いつでも気軽に相談できる かかりつけ薬剤師がいることが重要。
- かかりつけ薬剤師が役割を発揮するかかりつけ薬局が、組織体として、業務管理 (勤務体制、薬剤師の育成、関係機関との連携体制)、構造設備等(相談スペースの 確保等)を確保。

#### 服薬情報の一元的・継続的把握

- 主治医との連携、患者からのインタビューやお薬手帳の内容の把握等を通じて、<u>患者がかかっ</u> ている全ての医療機関や服用薬を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導を実施。
- 患者に複数のお薬手帳が発行されている場合は、お薬手帳の一冊化・集約化を実施。

#### 24時間対応・在宅対応

- 開局時間外でも、薬の副作用や飲み間違い、服用のタイミング等に関し随時電話相談を実施。
- 夜間・休日も、在宅患者の症状悪化時などの場合には、調剤を実施。
- 地域包括ケアの一環として、残薬管理等のため、在宅対応にも積極的に関与。

(参考)・現状でも半分以上の薬局で24時間対応が可能。(5.7万のうち約3万の薬局で基準調剤加算を取得)

- 薬局単独での実施が困難な場合には、調剤体制について近隣の薬局や地区薬剤師会等と連携。
- ・へき地等では、患者の状況確認や相談受付で、薬局以外の地域包括支援センター等との連携も模索。

#### 医療機関等との連携

- 医師の処方内容をチェックし、必要に応じ<u>処方医に対して<mark>疑義照会や処方提案</mark>を実施</u>。
- 調剤後も患者の状態を把握し、処方医へのフィードバックや残薬管理・服薬指導を行う。
- 医薬品等の相談や健康相談に対応し、医療機関に受診勧奨する他、地域の関係機関と連携。

## 薬局再編の全体像

## ~ 立地 から 機能 へ~

#### 現状

57,000薬局あるが、門前中 心に医薬分業のメリットを 実感しにくいとの声

面分業

門前薬局を含め、

すべての薬局が かかりつけ薬局

としての機能を

持つことを目指

**様々な医療機関**からの 処方箋を受付

特定の診療所からの 処方箋を受付

診療所門前

**特定の病院**からの 処方箋を受付

大病院門前

中小病院門前

2025年まで

すべての薬局を 「かかりつけ薬局」へ

#### かかりつけ薬局

- ICTを活用し、 服薬情報の一元的・ 継続的把握
- ・24時間対応・在宅対応
- 医療機関をはじめとす る関係機関との連携

健康サポート機能

(地域住民による主体的な健康の維 持・増進の支援)

- ※健康サポート薬局として活動 (日常生活圏域ごとに必要数確保)
  - 高度薬学管理機能 (抗がん剤等の薬学的管理)

2035年

まで

|常生活圏域で

介護状態の方が多 い85歳以上に到達

○一般的な外来受 診はかかりつけ医 が基本となる

団塊の世代が要

既に地域に 立地

へ移行

建替え時期 等を契機に 立地を地域 か り け機能 の 発 揮

の

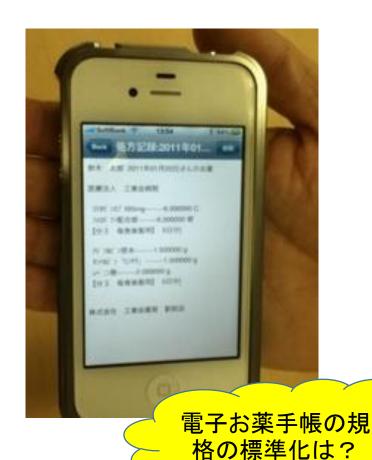
か

# 電子お薬手帳

- 電子お薬手帳活用の実証研究、上田薬剤師会、 北海道薬科大などが開始
- ・東日本メディコム、メディ エイド、KDDIが支援



上田市のイイジマ薬局



## かかりつけ薬剤師としての役割の発揮に向けて

### ~ 対物業務 から 対人業務 へ~

#### 患者中心の業務

#### 薬中心の業務

- ・処方箋受取・保管
- ・調製(秤量、混合、分割)
- 薬袋の作成
- ・報酬算定
- 薬剤監査・交付
- 在庫管理

- 医薬関係団体・学会等で、 専門性を向上するための 研修の機会の提供
- 医療機関と薬局との間で、 患者の同意の下、<u>検査値</u> <u>や疾患名等の患者情報を</u> <u>共有</u>
- 医薬品の安全性情報等の 最新情報の収集

・専門性+コミュニケーション -----能力の向上

#### 患者中心の業務

- ・処方内容チェック (重複投薬、飲み合わせ)
- ・ 医師への疑義照会
- 丁寧な服薬指導
- ・在宅訪問での薬学管理
- ・副作用・服薬状況のフィードバック
- ・処方提案
- 残薬解消

#### 薬中心の業務

2015年12月4日中医協総会



# 調剤報酬改定のポイント

ポイント 1. かかりつけ薬剤師・薬局の評価

かかりつけ薬剤師の評価/かかりつけ機能を有する薬局の評価(基準調剤加算)

ポイント2. 対人業務の評価の充実

- 薬剤服用歴管理指導料の見直し
- ・継続的な薬学的管理
- ・ 減薬等のための処方内容の疑義照会に対する評価
- •調剤料の適正化

ポイント3. いわゆる門前薬局の評価の見直し

調剤基本料の適正化/未妥結減算/かかりつけ機能を 有していない薬局の適正化

ポイント4. 高齢者の多剤処方

# かかりつけ薬剤師指導料

- ・患者が選択したかかりつけ薬剤師が、患者に対して服薬指導等の業務を行った場合の評価の新設
  - (新) かかりつけ薬剤師指導料 70点

## ・算定要件

- ・患者の同意の上、かかりつけ薬剤師として服薬指導等 の業務を実施した場合に算定する。
- ・患者の同意については、患者が選択した保険薬剤師を かかりつけ薬剤師とすることの同意を得る

# かかりつけ薬剤師指導料

## • 算定要件

- 薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、同一の 保険薬局に週32時間以上勤務しているとともに、当該 保険薬局に半年以上在籍していること
- かかりつけ薬剤師は、担当患者に対して、以下の業務を行っていること
  - 適切な服薬指導等
  - 薬剤情報の一元的、継続管理
  - 患者が受診している全ての保険医療機関の情報把握
  - 患者から24時間相談に応じる体制
  - ブラウンバック

「ですから、彼女より私のほうがキャリアが長いんですから」



飛田八朗

# 2025年へのカウントダウン

~地域医療構想・地域包括ケアはこうなる!~

- 武藤正樹著
- 医学通信社
- A5判 270頁、2800円
- 地域医療構想、地域包括ケア 診療報酬改定、2025年へ向 けての医療・介護トピックスetc
- 2015年9月発刊







# まとめ

- -2025年へ向けてカウントダウンが始まった
- •地域包括ケアシステムの理解にはケアサイクル論を
- ・団塊世代の大量死問題と終末期ケア連携
- 地域包括ケアシステムには多職種連携が必須
- ・多職種連携にはICTが欠かせない!

# ご清聴ありがとうございました



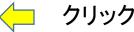
フェースブッ クで「お友達 募集」をして います

国際医療福祉大学クリニック<a href="http://www.iuhw.ac.jp/clinic/">http://www.iuhw.ac.jp/clinic/</a>で月・木外来をしております。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイトに公開しております。ご覧ください。

武藤正樹

検索



ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで

gt2m-mtu@asahi-net.or.jp